

建設コンサルタント等業務希望調査の作成要領

建設コンサルタント等業務希望調査資料（以下「調査資料」という。）については、西日本支社における事業見込みを基に、「令和5・6年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務競争参加資格」の認定を受けた者から、建設コンサルタント等業務希望を調査するもので、以下の点に留意し、作成して下さい。

なお、地理的条件及び技術的適性等については、調査対象業務区分表により定める条件をよく確認した上で資料を作成して下さい。

1 調査資料の提出について

- (1) 希望する業務区分ごとに「調査資料（※）」を作成し、簡易書留による郵送にて提出して下さい。 持ち込みによる提出は認めませんのでご注意ください。

(※) 調査資料とは以下を指します。

- ・指名競争（希望調査型）参加資格確認申請書【令和5・6年度用】
（機構提出用・提出者控用とも）（所定様式）
- ・調査票（所定様式）
- ・有資格者名簿の当該ページ（後記（5）参照）
- ・地理的条件を証明する書類（後記2参照）
- ・技術的適性を証明する書類（後記3及び4参照）

(2) 受付期間

定期受付：令和5年6月7日（水）～令和5年6月28日（水）（必着）

追加受付（随時）：令和5年7月21日（金）～令和7年3月31日（月）（必着）

(3) 送付場所

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号

大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階

独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部調達管理課

建設コンサルタント等業務希望調査 担当者宛

電話06-4799-1035

(4) 受付確認

- ・提出された「調査資料」は確認後、「指名競争（希望調査型）参加資格確認申請書【令和5・6年度用】（提出者控用）」を受付印押印のうえ、業務区分毎に簡易書留で返送します。

- ・上記資料を返送するため、返信用封筒「簡易書留料金（434円）の切手を貼付した長3号封筒」を「調査資料」に同封してください。（業務区分毎にご用意下さい。）

- ・提出された「調査資料」に不備又は、実績等が確認できない場合等は、その内容を記載のうえ簡易書留でお知らせします。その際に西日本支社においてのヒアリング日時を指定させていただきますので、記載された資料を持参※してください。ヒアリングによる確認後、「指名競争（希望調査型）参加資格確認申請書【令和5・6年度用】（提出者控用）」を受付印押印のうえ返却します。

※併せて、返信用封筒「簡易書留料金（434円）の切手を貼付した長3号封筒」の提出を依頼する場合があります。

- ・ヒアリングにあたりましては、必ず記載内容を説明できる方がお越しく下さい。
- ・ヒアリングに来られる際は、お車でのご来場は周辺道路の混雑を招く恐れがありますので、公共交通機関をご利用ください。

(5) 調査資料の提出にあたっては、予め、業務区分表に記載されている各業種区分について、令和5・6年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る「競争参加資格審査申請」を登録申請のうえ、競争参加資格の認定を受けていることが必要です。なお、等級等の確認のため、機構ホームページから「有資格者名簿」の当該ページを印刷し添付してください。有資格者名簿については下記のURLでご確認ください。（<https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>）

【※】令和5年4月1日以降に「競争参加資格審査申請」の登録申請をされ競争参加資格の認定をまだ受けられていない方、及び次の（注）により競争参加資格の登録申請を行う方は、登録申請された時に発行する「受付票」の写しを調査資料に添付してください。

（注）令和5・6年度の「競争参加資格」の認定を受けていない方についても、随時の登録申請を併せて行うことにより、調査資料の提出を認めますが、当該調査資料提出業種に必要な認定が受けられなかった場合は、提出された調査資料は無効とします。（※競争参加資格の登録申請手続は、調査資料を提出される前までに必ず行っていただくことが必要です。）

- (6) 添付資料を含め、調査資料はすべてA4サイズで作成してください。
- 2 関西地区（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県及び和歌山県）における本店、支店及び営業所等所在地について
- 希望する業務区分に対応する地理的条件に定める条件を満たす本店、支店及び営業所等（以下「本店等」という。）が複数ある場合は、当該本店等のうち、いずれか1つを記入してください
- 本店以外の事務所を記載する場合は、「地理的条件を証明する書類」として「登記簿謄本の写し」等を添付してください。
- なお、いずれの場合も、単なる作業場、資材置場等は記入できません。
- ※ 当該業務区分において業務委託契約を締結する本店等については、上記に関わらず、建築士法等関係法令に定める届出等、適切な措置を講じていること。
- 3 技術者の配置状況等について
- (1) 各業務区分表に定めた必要な資格要件を満たす技術者の総数を記入して下さい。
- (2) 各業務区分表に定めた人数分の技術者の資格要件が証明できる書類（例：資格証等）の写しを添付してください。
- 4 過去5年間、10年間又は15年間における実績について
(業務区分によって技術的適性に定める実績の期間が異なります。)
- (1) 調査対象業務区分表（別紙）に示す技術的適性に定める要件を満たす実績を対象として記入してください。
- (2) 実績は、調査資料の提出日の属する年度の前年度末までに完了している建設コンサルタント等業務が対象となりますが、個別業務の規模等により相応の実績の有無を確認して指名の基礎資料とするため、(1)の区分で複数の実績がある場合は、最も金額の高いものを記入してください（共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限ります。）。
- (3) - 1 実績に記入した建設コンサルタント等業務については、元請としての実績であることが証明できる書類（例：業務請負契約書の表紙（鑑）等）の写しを添付してください。

なお、当機構住まいセンターの管理業務受託者から受注した建設コンサルタント等業務は、当機構からの受注業務とみなします。

(3) - 2 「保全・改修機械設備設計」「保全・改修電気設備設計」「保全土木工事監理」及び「保全造園工事監理」で下請としての実績を記入する場合は、元請との契約書等（例：請書等）の写し及び元請業務の一部の業務範囲、内容が証明できる書類等の写しを添付してください。

(4) 過去5年間（10年間、15年間）とは、調査資料の提出日の属する年度の前年度から過去5年度分（10年度分、15年度分）とします。

<過去5年間の場合>

① 定期受付（2年ごと）

平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

② 追加受付（随時）

令和5年度中の受付：平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

令和6年度中の受付：平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

<過去10年間の場合>

① 定期受付（2年ごと）

平成25年4月1日から令和5年3月31日まで

② 追加受付（随時）

令和5年度中の受付：平成25年4月1日から令和5年3月31日まで

令和6年度中の受付：平成26年4月1日から令和6年3月31日まで

<過去15年間の場合>

① 定期受付（2年ごと）

平成20年4月1日から令和5年3月31日まで

② 追加受付（随時）

令和5年度中の受付：平成20年4月1日から令和5年3月31日まで

令和6年度中の受付：平成21年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) その他、技術的適性欄に記載されている内容について、証明できる資料を添付して下さい。

(6) 添付資料等に関して、原本の提示や資料の追加を求めることがあります。

5 電子入札対応可否の確認

当機構で一般競争入札等において導入している、電子入札システムへの対応状況について、調査票に回答してください。当機構の電子入札は、国土交通省等で使用されている「電子入札コアシステム」を使用しており、コアシステム対応認証局が発行するICカードの購入が必要です。対応認証局は下記URLでご確認ください。

(コアシステム対応民間認証局一覧 <https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e0000001az1-att/lrmhph00000004i3.pdf>)

対応認証局のICカードを既に保有している場合は「1 対応可」を、ICカードを保有していない場合は「2 対応不可」を選択してください。

6 入札担当者等のアドレスについて

今後電子入札を行う際や電送による仕様書交付の際、連絡が取れる入札担当者のメールアドレスを調査票に記入してください（同一メールアドレスでも可。）。

上記5にて「2 対応不可」を選択した場合でも記入をお願いします。

7 その他

- (1) 本調査は、次回の定期受付による建設コンサルタント等業務希望調査の実施までの建設コンサルタント等業務請負（委託）契約に係る競争参加者の指名の基礎資料とするために行うものであり、調査資料提出者への指名を約束又は予定するものではありません。
- (2) 今回調査の追加受付については、令和5年7月から随時で行う予定としています。
- (3) 調査資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- (4) 調査対象業務区分によっては、建設コンサルタント等業務の発注が無い場合があります。
- (5) 会社更生法又は民事再生法の手続を申し立てている者も調査資料を提出できますが、競争参加資格に係る再審査で認定されるまでは、基礎資料としません。
- (6) 営業停止中又は指名停止中の者も調査資料を提出できますが、当該停止期間中は基礎資料としません。
- (7) 選定された業者※1のうち、機構が定めるところにより評価を行った業務成績（以下「業務成績」という。）において60点未満※2の業務成績の通知を受けた者については、当該業務成績の通知日から起算して1年を経過する日までの間、基

礎資料としません。

※1 前回（令和3・4年度）の建設コンサルタント等業務希望調査において選定された者も含まれます。

※2 通知される業務成績評定通知書に記載の業務評定点①総合点を指します。

(8) 提出された調査資料に虚偽の記載がある場合は、当該資料を無効とし、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。

なお、虚偽の記載により調査資料を提出し、受注した建設コンサルタント等業務がある場合には、当該建設コンサルタント等業務は実績として認めません。

(9) 提出された調査資料は返却しません。ただし、受付後、調査非対象者と判明した場合は、その旨を通知し、資料を返却します。

(10) 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）の施行により、当機構が取得した文書（例：建設コンサルタント等業務希望調査提出資料など）は、開示請求者（例：会社、個人など「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合には、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書となります。

(11) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者は、調査資料を提出できません。

以 上